

インタフェース仕様書(案)市町村編修正履歴

(内容現在 平成24年2月15日)

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
1				目-14	ページ番号 目-14 ※異動年月日の年月又はサービス提供年月が平成24年4月以降の場合、本インタフェースにおいて「児童デイサービス」、「サービス利用計画作成費」及び「旧法施設支援」に関する内容は使用しない。を追加	1
2				14	ページ番号 14 項番33~34の備考 ※14を追加	1
3	15-1	ページ番号 15-1 ※4:境界層対象者に対する定率負担の軽減措置を実施している場合は、定率負担に対する上限月額代わりに減免後の利用者負担上限月額を設定する。また、異動年月日の年月が平成22年4月以降の場合でかつ所得区分コードが次のいずれかの場合は、「0」(0円)を設定する。 (「01:生活保護」「02:低所得1」「03:低所得2」)	1	15-1	ページ番号 15-1 ※4:境界層対象者に対する定率負担の軽減措置を実施している場合は、定率負担に対する上限月額代わりに減免後の利用者負担上限月額を設定する。また、異動年月日の年月が平成22年4月以降の場合でかつ所得区分コードが次のいずれかの場合は、「0」(0円)を設定する。 (「01:生活保護」「02:低所得1」「03:低所得2」「99:その他」)	1
4				16	ページ番号 16 ※14:異動年月日の年月が平成24年4月以降の場合は、計画相談支援対象者が利用する障害福祉サービスの支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間のうち最長の有効期間と同一の期間を設定する。 を追加	1
5				17	ページ番号 17 項番13~14の備考 ※4を追加	1
6	18-1	ページ番号 18-1 (5) 計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援 ①決定支給量:なし ②設定方法:設定しない。 ③点検方法:なし	1	18-1	ページ番号 18-1 (5) 計画相談支援 ①決定支給量:なし ②設定方法:設定しない。 ③点検方法:なし	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
7				18-1	ページ番号 18-1 (6) 地域移行支援、地域定着支援 ①決定給付量：「当該月の日数 /月」 ②設定方法：設定しない。 ③点検方法：なし を追加	1
8				18-1	ページ番号 18-1 ※4：計画相談支援において異動年月日の年月が平成24年4月以降の場合は、計画相談支援対象者が利用する障害福祉サービスの支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間のうち最長の有効期間と同一の期間を設定する。 を追加	1
9	23	ページ番号 23 ※4：処遇改善助成金の障害福祉サービスの請求事務に関連して、都道府県が本インターフェースを使用し、国保連合会へ都道府県の情報提出する。そのため、各項目には都道府県の内容を設定する（市町村番号には、都道府県等番号を設定し、市町村区分には、「3：都道府県」を設定する等）。なお、処遇改善助成金は平成21年10月のサービス提供分からの開始であるため、有効開始日には、「20091001」を設定する。	1	23	ページ番号 23 ※4：処遇改善助成金（※5）の障害福祉サービスの請求事務に関連して、都道府県が本インターフェースを使用し、国保連合会へ都道府県の情報提出する。そのため、各項目には都道府県の内容を設定する（市町村番号には、都道府県等番号を設定し、市町村区分には、「3：都道府県」を設定する等）。なお、処遇改善助成金（※5）は平成21年10月のサービス提供分からの開始であるため、有効開始日には、「20091001」を設定する。	1
10				23	ページ番号 23 ※5：異動年月日の年月が平成24年3月までの処遇改善助成金。 を追加	1
11	97	ページ番号 97 備考 ※1：提出された過誤申立書情報を基にして、当該サービスの情報を給付実績から参照する。 ※2：処遇改善助成金に関する過誤の情報は国保連合会から都道府県に提供される。 詳細は、「インターフェース仕様書 都道府県編 I. 障害福祉サービス等 2.2 インターフェース一覧」と「インターフェース仕様書 都道府県編 II. 障害児支援 2.2 インターフェース一覧」参照。	1	97	ページ番号 97 備考 ※1：提出された過誤申立書情報を基にして、当該サービスの情報を給付実績から参照する。 ※2：処遇改善助成金（※3）に関する過誤の情報は国保連合会から都道府県に提供される。 詳細は、「インターフェース仕様書 都道府県編 I. 障害福祉サービス等 2.2 インターフェース一覧」と「インターフェース仕様書 都道府県編 II. 障害児支援 2.2 インターフェース一覧」参照。 ※3：サービス提供年月が平成24年3月までの処遇改善助成金。	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
12	115	ページ番号 115 項番34の内容 サービス提供年月が平成21年10月以降は、事業運営安定化および、移行時運営安定化に係る請求額を設定サービス提供年月が平成21年9月以前は、特別対策費である激変緩和加算に係る請求額を設定	1	115	ページ番号 115 項番34の内容 <u>サービス提供年月が平成24年4月以降は、事業運営安定化に係る請求額を設定</u> サービス提供年月が平成21年10月以降は、事業運営安定化および、移行時運営安定化に係る請求額を設定サービス提供年月が平成21年9月以前は、特別対策費である激変緩和加算に係る請求額を設定	1
13	120	ページ番号 120 項番26の内容 サービス提供年月が平成21年10月以降は、事業運営安定化および、移行時運営安定化に係る請求額を設定サービス提供年月が平成21年9月以前は、特別対策費である激変緩和加算に係る請求額を設定	1	120	ページ番号 120 項番26の内容 <u>サービス提供年月が平成24年4月以降は、事業運営安定化に係る請求額を設定</u> サービス提供年月が平成21年10月以降は、事業運営安定化および、移行時運営安定化に係る請求額を設定サービス提供年月が平成21年9月以前は、特別対策費である激変緩和加算に係る請求額を設定	1
14				121	ページ番号 121 ※3 <u>【サービス提供年月が平成24年4月以降の場合】</u> 1：2および4以外の情報は1を設定する。 2：同一サービス種類で単位数単価が異なる場合、2を設定する。具体的には単位数単価が10円以外の地域に所在する事業所において、児童移行者に対して下記サービスを行った場合となる。 <u>①重度障害児支援加算</u> <u>②重度重複障害児加算</u> <u>③強度行動障害児特別支援加算</u> <u>④自活訓練加算</u> 4：同一サービス種類で給付率が異なる場合（事業運営安定化に係る請求額） を追加	1
15	121	ページ番号 121 <u>【サービス提供年月が平成21年10月以降の場合】</u>	1	121 -1	ページ番号 121-1 <u>【サービス提供年月が平成21年10月以降平成24年3月以前の場合】</u>	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
16	121 -3	ページ番号 121-3 ※7:定率負担の場合の請求額＝ 総費用額×給付率／100(小数 点以下切捨)。 定額負担の場合の請求額＝総費 用額－給付率に基づく利用者負 担額②。	1	121 -3	ページ番号 121-3 ※7:L121 地域生活支援事業明細 書情報の場合、サービス提供年月 が平成24年4月以降でも「請求 額」と読み替えて使用する。 定率負担の場合の請求額＝総費 用額×給付率／100(小数点以 下切捨)。 定額負担の場合の請求額＝総費 用額－給付率に基づく利用者負 担額②。	1
17	123	ページ番号 123 項番11の内容 直近のモニタリング日を設定す る(西暦年月日 YYYYMMDD を設定 する)	1	123	ページ番号 123 項番11の内容 <u>サービス利用支援の場合は計画 作成日、継続サービス利用支援の 場合は直近のモニタリング日を 設定する(西暦年月日 YYYYMMDD を設定する)</u>	1
18	124 ~12 5	ページ番号 124~125 項番17~30のバイト数 <u>4</u>	2	124 ~12 5	ページ番号 124~125 項番17~30のバイト数 <u>5</u>	2
19	124	ページ番号 124 項番17の内容 1・2級ヘルパー等による実績時 間数を整数部3桁+小数部 <u>1</u> 桁で 設定。例:99.5→0995(また は995)	1	124	ページ番号 124 項番17の内容 1・2級ヘルパー等による実績時間 数を整数部3桁+小数部 <u>2</u> 桁で設 定。例:99.5→0995 <u>0</u> (また は9950)	1
20	124	ページ番号 124 項番18の内容 3級ヘルパー、減算対象ヘルパー 等による実績時間数を整数部3 桁+小数部 <u>1</u> 桁で設定。例:99. 5→0995(または995)	1	124	ページ番号 124 項番18の内容 3級ヘルパー、減算対象ヘルパー 等による実績時間数を整数部3桁 +小数部 <u>2</u> 桁で設定。例:99. 5→0995 <u>0</u> (または9950)	1
21	124	ページ番号 124 項番19の内容 重度訪問介護研修修了者による 時間数を整数部3桁+小数部 <u>1</u> 桁で設定。例:99.5→099 5(または995)	1	124	ページ番号 124 項番19の内容 重度訪問介護研修修了者による 時間数を整数部3桁+小数部 <u>2</u> 桁 で設定。例:99.5→0995 <u>0</u> (または9950)	1
22	124	ページ番号 124 項番20の内容 算定時間数の合計を整数部3桁 +小数部 <u>1</u> 桁で設定。例:99. 5→0995(または995)	1	124	ページ番号 124 項番20の内容 算定時間数の合計を整数部3桁+ 小数部 <u>2</u> 桁で設定。例:99.5 →0995 <u>0</u> (または9950)	1
23	125	ページ番号 125 項番21の内容 1・2級ヘルパー等による実績時 間数を整数部3桁+小数部 <u>1</u> 桁で 設定。例:99.5→0995(また は995)	1	125	ページ番号 125 項番21の内容 1・2級ヘルパー等による実績時間 数を整数部3桁+小数部 <u>2</u> 桁で設 定。例:99.5→0995 <u>0</u> (また は9950)	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
24	125	ページ番号 125 項番22の内容 3級ヘルパー等による実績時間数を整数部3桁+小数部1桁で設定。例：99.5→0995（または995）	1	125	ページ番号 125 項番22の内容 3級ヘルパー等による実績時間数を整数部3桁+小数部2桁で設定。例：99.5→0995 <u>0</u> （または9950）	1
25	125	ページ番号 125 項番23の内容 重度訪問介護研修修了者による時間数を整数部3桁+小数部1桁で設定。例：99.5→0995（または995）	1	125	ページ番号 125 項番23の内容 重度訪問介護研修修了者による時間数を整数部3桁+小数部2桁で設定。例：99.5→0995 <u>0</u> （または9950）	1
26	125	ページ番号 125 項番24の内容 算定時間数の合計を整数部3桁+小数部1桁で設定。例：99.5→0995（または995）	1	125	ページ番号 125 項番24の内容 算定時間数の合計を整数部3桁+小数部2桁で設定。例：99.5→0995 <u>0</u> （または9950）	1
27	125	ページ番号 125 項番25の内容 1・2級ヘルパー等による実績時間数を整数部3桁+小数部1桁で設定。例： <u>99.5</u> → <u>0995</u> （または995）	1	125	ページ番号 125 項番25の内容 1・2級ヘルパー等による実績時間数を整数部3桁+小数部2桁で設定。例： <u>99.25</u> → <u>09925</u> （または9925）	1
28	125	ページ番号 125 項番26の内容 3級ヘルパー等による実績時間数を整数部3桁+小数部1桁で設定。例： <u>99.5</u> → <u>0995</u> （または995）	1	125	ページ番号 125 項番26の内容 3級ヘルパー等による実績時間数を整数部3桁+小数部2桁で設定。例： <u>99.25</u> → <u>09925</u> （または9925）	1
29	125	ページ番号 125 項番27の内容 算定時間数の合計を整数部3桁+小数部1桁で設定。例： <u>99.5</u> → <u>0995</u> （または995）	1	125	ページ番号 125 項番27の内容 算定時間数の合計を整数部3桁+小数部2桁で設定。例： <u>99.25</u> → <u>09925</u> （または9925）	1
30	125	ページ番号 125 項番28の内容 1・2級ヘルパー等による実績時間数を整数部3桁+小数部1桁で設定。例：99.5→0995（または995）	1	125	ページ番号 125 項番28の内容 1・2級ヘルパー等による実績時間数を整数部3桁+小数部2桁で設定。例：99.5→0995 <u>0</u> （または9950）	1
31	125	ページ番号 125 項番29の内容 3級ヘルパー等による実績時間数を整数部3桁+小数部1桁で設定。例：99.5→0995（または995）	1	125	ページ番号 125 項番29の内容 3級ヘルパー等による実績時間数を整数部3桁+小数部2桁で設定。例：99.5→0995 <u>0</u> （または9950）	1
32	125	ページ番号 125 項番30の内容 算定時間数の合計を整数部3桁+小数部1桁で設定。例：99.5→0995（または995）	1	125	ページ番号 125 項番30の内容 算定時間数の合計を整数部3桁+小数部2桁で設定。例：99.5→0995 <u>0</u> （または9950）	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
33	125	ページ番号 125 項番39の内容 共同生活介護において、夜間支援体制加算の回数を設定 共同生活援助において、夜間防災体制加算の回数を設定	1	126	ページ番号 126 項番39の内容 共同生活介護において、夜間支援体制加算の算定回数を設定。 <u>共同生活援助、宿泊型自立訓練において、夜間防災・緊急時支援体制加算の算定回数を設定。同一日に夜間防災・緊急時支援体制加算（Ⅰ）と（Ⅱ）を算定する場合は、1回とカウントする。</u> <u>（サービス提供年月が平成24年3月以前：共同生活介護において、夜間支援体制加算の回数を設定。共同生活援助において、夜間防災体制加算の回数を設定。）</u>	1
34	126	ページ番号 126 項番54の内容 当月の施設外支援を行った日数を設定	1	126	ページ番号 126 項番54の内容 就労移行支援において、 <u>当月の移行準備支援体制加算（Ⅰ）を行った日数を設定（サービス提供年月が平成24年3月以前：当月の施設外支援を行った日数を設定）</u> <u>就労継続支援において、当月の施設外支援を行った日数を設定</u>	1
35	126	ページ番号 126 項番55の内容 累計の施設外支援の日数を設定	1	126	ページ番号 126 項番55の内容 就労移行支援において、 <u>移行準備支援体制加算（Ⅰ）の累計日数を設定（サービス提供年月が平成24年3月以前：累計の施設外支援の日数を設定）</u> <u>就労継続支援において、施設外支援の累計日数を設定</u>	1
36	127	ページ番号 127 項番85のバイト数 <u>4</u>	1	128	ページ番号 128 項番85のバイト数 <u>5</u>	1
37	127	ページ番号 127 項番85の内容 その他サービスの合計時間数を整数部3桁+小数部 <u>1</u> 桁を設定。 例：99.5→0995（または995）	1	128	ページ番号 128 項番85のバイト数 その他サービスの合計時間数を整数部3桁+小数部 <u>2</u> 桁を設定。 例：99.5→0995 <u>0</u> （または9950）	1
38	129	ページ番号 129 項番17のバイト数 <u>3</u>	1	129	ページ番号 129 項番17のバイト数 <u>4</u>	1
39	129	ページ番号 129 項番17の内容 算定時間数を設定（整数部2桁+小数部 <u>1</u> 桁を設定、例：10.5→105）	1	129	ページ番号 129 項番17の内容 算定時間数を設定（整数部2桁+小数部 <u>2</u> 桁を設定、例：10.25→1025）	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
40	129	ページ番号 129 項番22の内容 デイサービスの送迎（往路）を行 った回数を設定	1	129	ページ番号 129 項番22の内容 送迎（往路）を行った回数を設定	1
41	129	ページ番号 129 項番23の内容 デイサービスの送迎（復路）を行 った回数を設定	1	129	ページ番号 129 項番23の内容 送迎（復路）を行った回数を設定	1
42	130	ページ番号 130 項番30の内容 施設外支援を行った場合1を設 定	1	130	ページ番号 130 項番30の内容 就労移行支援において、移行準備 支援体制加算（Ⅰ）を算定する場 合、1を設定。移行準備支援体制 加算（Ⅱ）を算定する場合、2を 設定（サービス提供年月が平成24 年3月以前：施設外支援を行った 場合、1を設定） 就労継続支援において、施設外支 援を行った場合、1を設定	1
43	130	ページ番号 130 項番34の内容 加算を算定する場合1を設定	1	130	ページ番号 130 項番34の内容 入院・外泊時加算（Ⅰ）を算定す る場合、1を設定 入院・外泊時加算（Ⅱ）を算定す る場合、2を設定 （サービス提供年月が平成24年 3月以前：加算を算定する場合、 1を設定）	1
44	130	ページ番号 130 項番38の内容 共同生活介護において、夜間支援 体制加算を算定する場合1を設 定 共同生活援助において、夜間防災 体制加算を算定する場合1を設 定	1	130	ページ番号 130 項番38の内容 共同生活介護において、夜間支援 体制加算（Ⅰ）を算定する場合、 1を設定。夜間支援体制加算（Ⅱ） を算定する場合、2を設定 共同生活援助、宿泊型自立訓練に おいて、夜間防災・緊急時支援体 制加算（Ⅰ）を算定する場合、1 を設定。夜間防災・緊急時支援体 制加算（Ⅱ）を算定する場合、2 を設定。夜間防災・緊急時支援体 制加算（Ⅰ）、夜間防災・緊急時 支援体制加算（Ⅱ）の両方を算定 する場合、3を設定 （サービス提供年月が平成24年 3月以前：共同生活介護において、 夜間支援体制加算を算定する場 合、1を設定。共同生活援助にお いて、夜間防災体制加算を算定す る場合、1を設定）	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
45	130	ページ番号 130 項番46の内容 短期入所において、算定対象日に1を設定 施設入所支援において、土日等日中支援加算の算定日に1を設定 地域移行支援において、本体報酬及び集中支援加算の対象となる支援を実施した日に1を設定	1	131	ページ番号 131 項番46の内容 短期入所において、算定対象日に1を設定 施設入所支援において、土日等日中支援加算の算定日に1を設定 (サービス提供年月が平成24年3月まで) 地域移行支援において、本体報酬及び集中支援加算の対象となる支援を実施した日に1を設定	1
46	131	ページ番号 131 項番54の内容 1:早朝 3:夜間 4:深夜 を設定	1	131	ページ番号 131 項番54の内容 1:早朝 3:夜間 4:深夜 5:早朝・喀痰吸引等 6:喀痰吸引等 7:夜間・喀痰吸引等 8:深夜・喀痰吸引等	1
47				131	ページ番号 131 項番54の備考 ※9 を追加	1
48	131 -1	ページ番号 131-1 ※5:居宅介護、同行援護における「運転時間」、行動援護における「減算」、施設入所支援、宿泊型自立訓練における「地域移行加算」、旧法(入所/通所/通勤寮)における「退所時特別支援加算」、旧法(通所)/就労継続/就労移行における「施設外支援」に関しては設定項目を設けている為、備考欄への設定は必要ない。	1	131 -1	ページ番号 131-1 ※5:居宅介護、同行援護における「運転時間」、行動援護における「減算」、施設入所支援、宿泊型自立訓練における「地域移行加算」、旧法(入所/通所/通勤寮)における「退所時特別支援加算」、旧法(通所)/就労継続/就労移行における「施設外支援」、「移行準備支援体制加算」に関しては設定項目を設けている為、備考欄への設定は必要ない。	1
49				131 -2	ページ番号 131-2 ※9:「5:早朝・喀痰吸引等」、「6:喀痰吸引等」、「7:夜間・喀痰吸引等」及び「8:深夜・喀痰吸引等」については、サービス提供年月が平成24年4月以降使用する。 を追加	1
50	142	ページ番号 142 【様式番号】(上2桁) 12:地域相談支援給付費明細書(様式第九) 21:計画相談支援給付費請求書(様式第十) 31:特例計画相談支援給付費請求書(様式第十一)	1	142	ページ番号 142 【様式番号】(上2桁) 12:地域相談支援給付費明細書(様式第五) 21:計画相談支援給付費請求書(様式第四) 31:特例計画相談支援給付費請求書(様式第十)	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
5 1	1 4 2	ページ番号 1 4 2 (2) 明細書を過誤とした場合は、サービス提供実績記録票および処遇改善助成金も過誤とする。 (3) 利用者負担上限額管理結果票は過誤対象ではなく、事業所インタフェースで修正/取消を行う。 (4) 請求支払額確定後の利用者負担上限額管理結果票の修正はエラーとなるが、利用者負担上限額管理結果票を修正する場合は、過誤申立を行い、請求明細書と利用者負担上限額管理票を再度提出する。		1 4 2	ページ番号 1 4 2 (2) 明細書を過誤とした場合は、サービス提供実績記録票および処遇改善助成金(※3)も過誤とする。 (3) 利用者負担上限額管理結果票は過誤対象ではなく、事業所インタフェースで修正/取消を行う。 (4) 請求支払額確定後の利用者負担上限額管理結果票の修正はエラーとなるが、利用者負担上限額管理結果票を修正する場合は、過誤申立を行い、請求明細書と利用者負担上限額管理票を再度提出する。 <u>※3：サービス提供年月が平成24年3月までの処遇改善助成金を追加</u>	1
5 2	1 5 4 - 2	ページ番号 1 5 4-2 項番 2 2~2 3の内容 <u>設定しない</u>	1	1 5 4 - 2	ページ番号 1 5 4-2 項番 2 2~2 3の内容 <u>1：無しを設定する</u>	1
5 3				1 5 4 - 2	ページ番号 1 5 4-2 項番 2 2~2 3の必須入力 <u>◎を追加</u>	1
5 4	1 5 4 - 3	ページ番号 1 5 4-3 項番 3 1の備考 <u>※6</u>	1	1 5 4 - 3	ページ番号 1 5 4-3 項番 3 1の備考 <u>※9</u>	1
5 5				1 5 4 - 3	ページ番号 1 5 4-3 項番 3 3~3 4の備考 <u>※10を追加</u>	1
5 6	1 5 4 - 4	ページ番号 1 5 4-4 ※3：境界層対象者に対する定率負担の軽減措置を実施している場合は、定率負担に対する上限月額代わりに減免後の利用者負担上限月額を設定する。また、異動年月日の年月が平成22年4月以降の場合でかつ所得区分コードが次のいずれかの場合は、「0」（0円）を設定する。 （「01：生活保護」「02：低所得1」「03：低所得2」）	1	1 5 4 - 4	ページ番号 1 5 4-4 ※3：境界層対象者に対する定率負担の軽減措置を実施している場合は、定率負担に対する上限月額代わりに減免後の利用者負担上限月額を設定する。また、異動年月日の年月が平成22年4月以降の場合でかつ所得区分コードが次のいずれかの場合は、「0」（0円）を設定する。 （「01：生活保護」「02：低所得1」「03：低所得2」「99：その他」）	1
5 7				1 5 4 - 4	ページ番号 1 5 4-4 <u>※9：異動年月日の年月が平成24年3月以前の場合は、「1：無し」を設定する。</u> <u>を追加</u>	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
58				154 -4	ページ番号 154-4 ※10：異動年月日の年月が平成24年4月以降の場合は、障害児相談支援対象者が利用する障害児支援の支給決定の有効期間のうち最長の有効期間と同一の期間を設定する。 を追加	1
59				154 -5	ページ番号 154-5 項番13～14の備考 ※4を追加	1
60				154 -6	ページ番号 154-6 ※4：異動年月日の年月が平成24年4月以降の場合は、障害児相談支援対象者が利用する障害児支援の支給決定の有効期間のうち最長の有効期間と同一の期間を設定する。 を追加	1
61	154 -14	ページ番号 154-14 項番24～25の内容 <u>設定しない</u>	1	154 -14	ページ番号 154-14 項番24～25の内容 <u>1：無しを設定する</u>	1
62				154 -14	ページ番号 154-14 項番24～25の必須入力 ◎を追加	1
63	154 -25	ページ番号 154-25 項番24～25の内容 <u>設定しない</u>	1	154 -25	ページ番号 154-25 項番24～25の内容 <u>1：無しを設定する</u>	1
64	154 -36	ページ番号 154-36 項番24～25の内容 <u>設定しない</u>	1	154 -36	ページ番号 154-36 項番24～25の内容 <u>1：無しを設定する</u>	1
65	154 -47	ページ番号 154-47 項番25～26の内容 <u>設定しない</u>	1	154 -47	ページ番号 154-47 項番25～26の内容 <u>1：無しを設定する</u>	1
66				154 -47	ページ番号 154-47 項番25～26の必須入力 ◎を追加	1
67	154 -54	ページ番号 154-54 項番24～25の内容 <u>設定しない</u>	1	154 -54	ページ番号 154-54 項番24～25の内容 <u>1：無しを設定する</u>	1
68	162 -1	ページ番号 162-1 項番3の項目名 都道府県等番号	1	162 -1	ページ番号 162-1 項番3の項目名 証記載都道府県等番号	1
69	162 -1	ページ番号 162-1 項番4の項目名 都道府県等名	1	162 -1	ページ番号 162-1 項番4の項目名 証記載都道府県等名	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
70	162 -2	ページ番号 162-2 項番3の項目名 都道府県等番号	1	162 -2	ページ番号 162-2 項番3の項目名 <u>証記載</u> 都道府県等番号	1
71	162 -13	ページ番号 162-13 項番34の内容 サービス提供年月が平成21年10 月以降は、事業運営安定化およ び、移行時運営安定化に係る請求 額を設定 サービス提供年月が平成21年9 月以前は、特別対策費である激変 緩和加算に係る請求額を設定	1	162 -13	ページ番号 162-13 項番34の内容 サービス提供年月が平成21年10 月以降は、事業運営安定化に係る 請求額を設定 サービス提供年月が平成21年9 月以前は、特別対策費である激変 緩和加算に係る請求額を設定	1
72	162 -18	ページ番号 162-18 項番26の内容 サービス提供年月が平成21年10 月以降は、事業運営安定化およ び、移行時運営安定化に係る請求 額を設定 サービス提供年月が平成21年9 月以前は、特別対策費である激変 緩和加算に係る請求額を設定	1	162 -18	ページ番号 162-18 項番26の内容 サービス提供年月が平成21年10 月以降は、事業運営安定化に係る 請求額を設定 サービス提供年月が平成21年9 月以前は、特別対策費である激変 緩和加算に係る請求額を設定	1
73	162 -22	ページ番号 162-22 項番11の内容 直近のモニタリング日を設定す る（西暦年月日 YYYYMMDD を設定 する）	1	162 -22	ページ番号 162-22 項番11の内容 <u>障害児支援の場合は計画作成日、</u> <u>継続障害児支援の場合は直近の</u> モニタリング日を設定する（西暦 年月日 YYYYMMDD を設定する）	1
74	162 -23 ~ 162 -24	ページ番号 162-23~1 62-24 項番17~30のバイト数 <u>4</u>	2	162 -23 ~ 162 -24	ページ番号 162-23~1 62-24 項番17~30のバイト数 <u>5</u>	2
75	162 -24	ページ番号 162-24 項番36の内容 家庭連携加算、または家庭療育指 導加算のサービス提供回数を設 定	1	162 -24	ページ番号 162-24 項番36の内容 家庭連携加算のサービス提供回 数を設定	1
76	162 -24	ページ番号 162-24 項番37の内容 家庭連携加算、または家庭療育指 導加算の算定回数を設定	1	162 -24	ページ番号 162-24 項番37の内容 家庭連携加算の算定回数を設定	1
77	162 -26	ページ番号 162-26 項番85のバイト数 <u>4</u>	1	162 -26	ページ番号 162-26 項番85のバイト数 <u>5</u>	1
78	162 -28	ページ番号 162-28 項番17のバイト数 <u>3</u>	1	162 -28	ページ番号 162-28 項番17のバイト数 <u>4</u>	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
79	162 -28	ページ番号 162-28 項番24の内容 家庭連携加算、または家庭療育指導加算に関して、実際に支援に要した時間数を設定(整数部2桁+小数部2桁を設定、例:1.5時間→0150(または150))	1	162 -28	ページ番号 162-28 項番24の内容 家庭連携加算に関して、実際に支援に要した時間数を設定(整数部2桁+小数部2桁を設定、例:1.5時間→0150(または150))	1
80	162 -28	ページ番号 162-28 項番25の内容 家庭連携加算、または家庭療育指導加算に関して、算定する時間数を設定	1	162 -28	ページ番号 162-28 項番25の内容 家庭連携加算に関して、算定する時間数を設定	1
81	162 -35	ページ番号 162-35 項番3の項目名 都道府県等番号	1	162 -35	ページ番号 162-35 項番3の項目名 <u>証記載都道府県等番号</u>	1
82	162 -35	ページ番号 162-35 項番4の項目名 都道府県等名	1	162 -35	ページ番号 162-35 項番4の項目名 <u>証記載都道府県等名</u>	1
83	162 -40	ページ番号 162-40 【様式番号】(上2桁) 41:障害児通所給付費・入所給付費等明細書(様式第四) 60:障害児相談支援給付費請求書(様式第五) 70:特例障害児通所給付費等明細書(様式第七) 71:特例障害児相談支援給付費請求書(様式第八)	1	162 -40	ページ番号 162-40 【様式番号】(上2桁) 41:障害児通所給付費・入所給付費等明細書(様式第二) 60:障害児相談支援給付費請求書(様式第三) 70:特例障害児通所給付費等明細書(様式第五) 71:特例障害児相談支援給付費請求書(様式第六)	1
84	285	ページ番号 285 項番34の内容 サービス提供年月が平成21年10月以降は、事業運営安定化および、移行時運営安定化に係る請求額を設定サービス提供年月が平成21年9月以前は、特別対策費である激変緩和加算に係る請求額を設定	1	285	ページ番号 285 項番34の内容 <u>サービス提供年月が平成24年4月以降は、事業運営安定化に係る請求額を設定</u> サービス提供年月が平成21年10月以降は、事業運営安定化および、移行時運営安定化に係る請求額を設定サービス提供年月が平成21年9月以前は、特別対策費である激変緩和加算に係る請求額を設定	1
85	290	ページ番号 290 項番26の内容 サービス提供年月が平成21年10月以降は、事業運営安定化および、移行時運営安定化に係る請求額を設定サービス提供年月が平成21年9月以前は、特別対策費である激変緩和加算に係る請求額を設定	1	290	ページ番号 290 項番26の内容 <u>サービス提供年月が平成24年4月以降は、事業運営安定化に係る請求額を設定</u> サービス提供年月が平成21年10月以降は、事業運営安定化および、移行時運営安定化に係る請求額を設定サービス提供年月が平成21年9月以前は、特別対策費である激変緩和加算に係る請求額を設定	1

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
86	292 -1	ページ番号 292-1 項番5の内容 <u>算定年月（西暦年月 YYYYMM）を 設定する</u>	1	292 -1	ページ番号 292-1 項番5の内容 <u>補装具を支給決定した年月（西暦 年月 YYYYMM）を設定する</u>	1
87	292 -1	ページ番号 292-1 項番6の必須入力 <u>○</u>	1	292 -1	ページ番号 292-1 項番6の必須入力 <u>◎</u>	1
88	292 -1	ページ番号 292-1 <u>項番7「市町村番号」 を削除</u>	1			
89	292 -1	ページ番号 292-1 <u>項番8「世帯集約番号」 を削除</u>	1			
90	292 -1	ページ番号 292-1 項番9～10の必須入力 <u>○</u>	1	292 -1	ページ番号 292-1 項番7～8の必須入力 <u>◎</u>	1
91	292 -1	ページ番号 292-1 項番9の備考 <u>※4</u>	1	292 -1	ページ番号 292-1 項番7の備考 <u>※3</u>	1
92	292 -1	ページ番号 292-1 項番10の備考 <u>※5</u>	1	292 -1	ページ番号 292-1 項番8の備考 <u>※4</u>	1
93	292 -1	ページ番号 292-1 <u>項番11「連番」 を削除</u>	1			
94	292 -1	ページ番号 292-1 項番12～16の備考 <u>※7</u>	1	292 -1	ページ番号 292-1 項番9～13の備考 <u>※5</u>	1
95				292 -1	ページ番号 292-1 <u>項番14「利用者負担上限月額」 の追加</u>	1
96	292 -1	ページ番号 292-1 項番17の備考 <u>※8</u>	1	292 -1	ページ番号 292-1 項番15の備考 <u>※6</u>	1
97	292 -1	ページ番号 292-1 <u>項番18「受付年月」 を削除</u>	1			
98	292 -2	ページ番号 292-2 <u>※3 を削除</u>	1			

No.	除く ページ	改定前	枚数	加える ページ	改定後	枚数
99	292 -2	ページ番号 292-2 ※4: 障害者の場合は、本人の受給者証番号を設定する。障害児の場合は、保護者の受給者証番号を設定する。なお、障害児の場合で、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス費及び児童福祉法に基づく障害児給付費を併給する場合は、いずれかの受給者証番号を設定する。	1	292 -2	ページ番号 292-2 ※3: 障害者の場合は、本人の受給者証番号を設定する。なお、障害者の場合で、 <u>障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス費及び地域相談支援給付費を併給しており、それぞれの受給者証番号が異なる場合は、障害福祉サービス費の受給者証番号を設定する。</u> 障害児の場合は、保護者の受給者証番号を設定する。なお、障害児の場合で、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス費及び児童福祉法に基づく障害児給付費を併給する場合は、いずれかの受給者証番号を設定する。	1
100	292 -2	ページ番号 292-2 ※5: 障害者で障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス費を受給している場合は、「1」を設定する。障害児で児童福祉法に基づく障害児給付費を受給している場合は、「2」を設定する。障害児で障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス費を受給している場合は、「1」を設定する。なお、障害児の場合で、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス費及び児童福祉法に基づく障害児給付費を併給する場合は、「1」、「2」のいずれかを設定する。	1	292 -2	ページ番号 292-2 ※4: 障害者で障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス費を受給している場合は、「1」を設定する。障害児で児童福祉法に基づく障害児給付費を受給している場合は、「2」を設定する。障害児で障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス費を受給している場合は、「1」を設定する。なお、障害児の場合で、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス費及び児童福祉法に基づく障害児給付費を併給する場合は、「1」、「2」のいずれかを設定する。	1
101	292 -2	ページ番号 292-2 ※6 を削除	1			
102	292 -2	ページ番号 292-2 ※7: 障害福祉サービス、または障害児支援の受給者ではない場合に設定する。	1	292 -2	ページ番号 292-2 ※5: 障害福祉サービス、または障害児支援の受給者ではない場合に設定する。	1
103	292 -2	ページ番号 292-2 ※8: 利用者が補装具の総費用額を全て自己負担し、償還払いとなるケースの場合、総費用額を設定するのではなく、本来利用者が負担すべき費用を設定する。	1	292 -2	ページ番号 292-2 ※6: 利用者が補装具の総費用額を全て自己負担し、償還払いとなるケースの場合、総費用額を設定するのではなく、本来利用者が負担すべき費用を設定する。	1
104	292 -2	ページ番号 292-2 ※9 を削除	1			
105	298 -3	ページ番号 298-3 <u>(3)の③</u> を削除	1			